

大牟田市告示第20号の2

公示送達について

次の者は、住所等不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び大牟田市市税条例（昭和25年条例第33号）第11条の規定により公示する。

令和8年5月29日

大牟田市長 関 好 孝

1 送達すべき書類及びその送達を受けるべき者の氏名
（別紙）

2 送達すべき書類の交付

送達すべき書類は、大牟田市市民部納税課において保管し、その送達を受けるべき者の申出により交付する。